



2018年IIA 認定資格プログラム 継続的専門能力開発制度(CPE)ガイドライン Continuing Professional Education : CPE

発行：一般社団法人日本内部監査協会

目次

1. CPE の目的	2
2. IIA 資格保持者の責任	2
3. IIA 国際基準に関するCPE 要件	2
4. 倫理に関するCPE 要件	2
5. 資格更新手続きについて	2
6. CPE 報告単位数と費用	3
7. 宣誓	4
8. CPE 認定活動	5
I. IIA 認定資格	6
II. 教育	6
III. 公表文献	7
IV. 翻訳	7
V. 講演	7
VI. 行事参加	7
VII. 外部品質評価	8
9. 資格更新手続き時の注意事項	8
10. IIA によるCPE 報告の履行状況の確認	8
 資格更新手続きと“CPE 報告オンライン”	 9

1. CPE の目的

CPE (Continuing Professional Education、継続的専門能力開発制度) は、IIA 認定資格保持者がその称号を得た後も、常に専門職としてふさわしい能力・知識の開発を維持し、それらの照合を継続し、それらの称号を維持するに値すると証明することを目的とした IIA の制度です。

この資料は IIA 認定資格 (CIA、CCSA、CFSA、CGAP そして CRMA) 各資格保持者に義務づけられている CPE とその資格維持に必要な「資格更新手続き」について説明するものです。

IIA 認定資格プログラムについての最新情報は日本内部監査協会ホームページの資格に関する頁をご参照ください。

2. IIA 資格保持者の責任

- 資格保持者としての知識と技能の維持
- 内部監査の基準、手法および技術の向上と発展、または自らの内部監査業務に必要となる専門分野 (例: 公的部門監査、金融サービス、コントロールの自己評価、リスク・マネジメントのアシュアランス等) に関する知識と技能を常に最新のものとすること。

[目次に戻る](#)

3. IIA 国際基準に関する CPE 要件

1. IIA の国際基準への理解とコンプライアンス促進の為に IIA の公認資格審議委員会 (PCB) はすべての資格保持者に対し、IIA の国際基準を含む IPPF の理解および提供する内部監査実務が国際基準に適合していることを CPE の要件と定めています。
2. 各資格保持者は CPE 報告期間に IIA の最新の国際基準を確認、学習しなければなりません。
3. もし CPE 報告の準備が出来ているにもかかわらずこの要件を満たしていない場合、報告書を提出する前に是非、国際基準をご確認ください。
4. また、実践要綱や専門的実施のフレームワークに含まれるその他の項目についてもあらかじめご確認ください。

4. 倫理に関する CPE 要件

1. 内部監査の専門職が、ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールについて提供する客観的なアシュアランスに置かれた信頼の上に成り立っていることから、内部監査人は専門職としての倫理的な素養を高める必要があります。
2. 2018 年よりすべての資格保持者は、各資格で定められている CPE の合計単位に、「倫理」に関する学習を **最低 2CPE** 含むことを要件としています。ここで言う「倫理」とは、IIA の『倫理綱要』に示される、内部監査の専門職と内部監査の実践に関する「原則」、内部監査人に期待される行動規範を記述した「倫理行動規範」等に関連する内容です。
3. 資格保持者は、CPE 活動の対象とする研修プログラム等に、こうした要素が含まれているかどうかについてご確認ください。日本内部監査協会では、今後、同要件を満たす研修プログラムを順次提供する予定ですが、社内研修等を含む、当協会以外の研修プログラムをご活用いただくこともできます。

[目次に戻る](#)

5. 資格更新手続きについて

- 資格保持者は、IIA の公認資格試験審議会により指定されたガイドラインに従い、各保持資格に対し、定められた継続的専門能力開発活動単位を履修する義務があります。
- IIA 認定資格保持者は毎年、このことを自ら遵守し、嘘偽りなく履行していることを申請する『資格更新手続き』として、その年の 1 月から 12 月までの CPE 活動を報告する必要があります。認定年と翌年の報告免除期間は、CPE 報告及び資格更新料の支払いは必要ありません。
- 各資格保持者は、日本内部監査協会を通じて **2018 年 12 月 10 日 (月)** までに日本内部監査協会ホームページ内の“CPE 報告オンライン”を通じて資格更新の手続きを完了してください。(CPE 報告オンラインは 2018 年 4 月 9 日 (月) 開始予定です。詳細は協会ホームページにてご確認ください。)
- **2018 年分の CPE 活動対象期間は 2017 年 12 月 11 日 (月) ~ 2018 年 12 月 10 日 (月) です。(2018 年 12 月 11 日 (月) 以降の活動は、2019 年の CPE 活動対象に含まれません。)**

2016 年中に IIA 国際認定資格に認定された方の 2018 年分の CPE 活動対象期間は 2018 年 1 月 1 日 (月) ~ 2018 年 12 月 10 日 (月) となります。

- 『資格更新手続き』では、ご自身のCPE活動に関連する書類は提出していただく必要はありません。但し、IIAによるCPE報告の履行状況確認の対象に選ばれた場合は、以下の情報を含む関連資料の提出が求められる場合がありますので、少なくとも3年間は関連資料をご自身で大切に保管してください。
 - 参加したプログラムの名称およびコンテンツの内容詳細
 - 参加した日
 - 参加した場所
 - 主催団体
 - 主催者が承認した活動時間
 - プログラム修了を証明する正式な文書
 - 出版物、講演内容、委員会その他への参加など活動内容を証明する資料
- 期限までに資格更新手続きが行われなかった場合、資格は自動的にINACTIVE(資格停止)となりIIAに登録されます。その場合、資格保持者としての署名、名刺の記載等、資格保持者として活動することができなくなります。不正使用をされた場合は、資格認定取消しの対象となります。

[目次に戻る](#)

6. CPE 報告単位数と費用

各資格保持者は毎年の年間CPE報告の際にご自身が以下の状況のどれに当てはまるかを確認してください。CPEに必要な単位数は各資格により異なります。

内部監査実務状況	定義	資格称号の使用	IIA認定資格保持者としての内部監査活動	年間必要単位数 CIA	年間必要単位数 CCSA/CFSA/CGAP/CRMA
従事	現在内部監査または保持資格関連業務に従事している	可	可	40単位	20単位 (このうち最低5単位は資格の専門分野に関するもの)
非従事	現在内部監査または保持資格関連業務に従事していない(注1)	可	不可	20単位	10単位 (このうち最低3単位は資格の専門分野に関するもの)
RETIRED (定年退職)	定年退職し、現在仕事に従事していない、(注2)	可	不可	報告の必要なし	報告の必要なし
INACTIVE (資格停止)	CPE報告が提出されていない、または資格更新料(※)が未払いの場合は自動的にINACTIVEとなる(注3)	不可	不可	INACTIVE状態の期間により復帰に復帰手続きが必要	INACTIVE状態の期間により復帰に復帰手続きが必要

(注1)：非従事には就職・転職活動中、一時休職中、出産・育児休暇中の方や学生を含む

(注2)：“定年退職に伴うCPE報告免除の申請書”の提出が必要

“定年退職に伴うCPE報告免除の申請書”提出後に、従事または非従事として資格を更新される場合は、別途「復帰手続き」が必要です。

(注3)：INACTIVEとなった場合、資格保持者としての署名、名刺の記載等、資格保持者として活動することができなくなります。不正使用をされた場合は、資格認定取消しの対象となります。

2018年分資格更新料

会員属性	保持資格	資格更新料(税込)
IIA 個人会員	CIA	3,564円
	CCSA/CFSA/CGAP/CRMA	2,376円
IIA 個人会員以外	CIA	14,256円
	CCSA/CFSA/CGAP/CRMA	14,256円

復帰手数料

2017年以前のCPE報告を完了していない方で復帰を希望される方は2018年中に所定のCPE単位数(従事または非従事)があることが前提となります。お手続きの際に「復帰手数料」をお支払ください。

会員属性	保持資格	復帰更新料(税込)
------	------	-----------

IIA 個人会員	CIA	10,500 円
	CCSA/CFSA/CGAP/CRMA	10,500 円
IIA 個人会員以外	CIA	26,250 円
	CCSA/CFSA/CGAP/CRMA	26,250 円

- ※ “資格更新料・復帰手数料”につきましては、IIA による料金改定に伴い変更される場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。
- ※ 資格更新料の手続き及び必要最低限の CPE 報告を毎年されなかった場合は、提出がなかった期間の登録状況が INACTIVE（資格停止）となります。称号は資格が ACTIVE（有効）に更新されるまでは使用できません。資格保持者としての署名、名刺に記載できない等、資格保持者として名乗ることができなくなります。不正使用をされた場合は、資格認定取消の対象となります。
- ※ “定年退職に伴う CPE 報告免除の申請書”のフォーマットはホームページ (<http://www.iiajapan.com>) よりダウンロードできます。
- ※ 上記 “RETIED（定年退職）”に該当する方は最初に日本内部監査協会・国際資格課宛てに「定年退職に伴う CPE 報告免除の申請書」を郵送にてご提出ください。協会事務局での手続きの後、受付完了のメールが送信されます。

[目次に戻る](#)

7. 宣誓

すべての資格保持者は CPE 報告提出時に以下の事項を遵守することを誓約しなければなりません。

- IPPF（専門職の実施のフレームワーク）に従って実務を行うこと
- 倫理綱要を遵守すること（倫理に関する研修受講済）
- IIA の社会的評価を損なう行為をしないこと
- 当報告以前に有罪判決を受けた犯歴がある場合は報告すること

- ※ 日本内部監査協会指定の CPE 報告書フォームに本宣誓の署名欄があります。
- ※ CPE 活動を行う上で、資格保持者として倫理綱要に違反する発言・行動が確認された場合、IIA の公認資格試験審議会に報告され、認定が取り消される場合もあります。

[目次に戻る](#)

8. CPE 認定活動

資格保持者は選別された教育プログラムを通して継続的専門能力の要件を満たし、高い基準の専門職を維持されます。以下の基準は、継続的教育プログラムの要件を満たすための要件です。

1. 各資格の継続的専門能力開発に即した正規の研修プログラムに該当するかを決定する最も重要な考察。開催日時・時間・テーマ等が明記された、参加・関与を証明できる書面が必要です。
2. 認定される正規のプログラムは以下のいずれかに該当することをご確認ください。

CIA	CCSA	CFSA	CGAP	CRMA
● 参加者の専門的能力開発に貢献すること				
● プログラム受講により参加者が得られる知識または能力のレベルを含めた研修目的が明確であること				
● 必須要件としての教育レベル、経験内容が明確であること				
● テーマや教育内容に関する専門家による講義であること				
● 実施時のプログラムのコンテンツを提出すること				
専門職レベルかつ CIA に関連すること	専門職レベルかつ CCSA に関連すること	専門職レベルかつ CFSA に関連すること	専門職レベルかつ CGAP に関連すること	専門職レベルかつ CRMA に関連すること

上記の要件を満たす前提で以下の一般的な主題が対象範囲となります。

CIA	CCSA	CFSA	CGAP	CRMA
監査および会計関連	CSA の基本	金融業の監査： ・ 銀行 ・ 保険 ・ 証券	スタンダードとコントロール/リスク・モデル	リスク・マネジメント活動の評価/アシュアランス
マネジメントおよびコミュニケーション・スキル（会話および記述）	CSA プログラムの導入		政府監査の実務	リスク・マネジメントの基本
コンピューター（IT）	CSA プロセスの要素		政府監査の手法と技術	リスク・マネジメントの要素
ビジネス分野での数学、統計、定量的応用	ビジネス目的と組織のパフォーマンス		政府監査を取巻く環境	コントロールの理論と応用
経済	リスクの識別と評価			ビジネス目標と組織の業績
ビジネス・ロー	コントロールの倫理と適用			
経理、製造、人事など個別のビジネス・トピック				
政府関連、銀行、公共事業または石油、ガス関連などの特殊分野				

※ ここに記載されていない内容で監査人としての専門能力開発に貢献するものについては対象となります。特定の活動が要件を満たすかどうかの判断および実証は資格保持者としての重要な責務です。

※ CPE 単位は 50 分＝1 単位として付与されます。例えば、一つの活動内容が 100 分の場合は 2 単位となりますが、90 分の場合は（90 分÷50 分）1.8 単位となります。

※ 連続して行われるカンファレンスやコンベンションでひとつが 50 分以下の場合はこれらを合計して一つの活動と見なすことが出来ます。例えばひとつのイベントで 30 分のプレゼンテーションを 5 つ受講した場合は合計 150 分とし、3 単位が付与されます。

[目次に戻る](#)

CPE 認定活動Ⅰ. IIA 認定資格

受験者は認定された当該年に CPE が付与されます。付与される CPE は資格によって異なります。

	CIA	CCSA/CFSA/CGAP/CRMA
認定された年に付与される CPE	40 単位	20 単位
認定された翌年に付与される CPE	40 単位	20 単位

※ これにより認定年（認定状に表記された年が認定年）とその翌年は、CPE 報告と資格更新料の支払いは必要ありません。

[目次に戻る](#)

CPE 認定活動Ⅱ. 教育

CIA	CCSA	CFSA	CGAP	CRMA
最大 40 単位 [50 分受講=1 CPE 単位]	最大 20 単位 [50 分受講=1 CPE 単位]			
国や地方自治体または監査法人や経理関連の組織が実施する専門的教育および開発プログラム				
国や地方自治体または監査法人や経理関連の組織が実施する技術的研修				
正式な社内研修プログラム				
業種別または専門分野の協会、団体等が主催する関連プログラム				
CIA の要件である学士号または相当のものを取得するためのコースを除く、大学での単位 <ul style="list-style-type: none"> ■ 前・後期制の大学の一学期修了に対し 15 単位の付与 ■ 4 学期制の大学の一学期修了に対し 10 単位の付与 				
他試験合格 <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 年に最大 40 単位の付与 ■ 会計または監査の資格 (CCSA/CFSA/CGAP/CRMA/CISA/CPA 等) Part 取得に対しそれぞれ 10 単位の付与 ※ 資格取得にあたり参加された研修・講習会参加は CPE 対象活動とはなりません。	他試験合格 <ul style="list-style-type: none"> ■ 1 年に最大 20 単位の付与 ■ 会計または監査の資格 (CCSA/CFSA/CGAP/CRMA/CISA/CPA 等) Part 取得に対しそれぞれ 10 単位の付与 ※ 資格取得にあたり参加された研修・講習会参加は CPE 対象活動とはなりません。			
修了認定のある通信教育や e ラーニング、DVD 等の媒体による自己学習 <ul style="list-style-type: none"> • e ラーニング、DVD 等による研修を受講した場合も 50 分=1 単位とします（受講期間での換算は出来ません） 〈例〉 講義時間 200 分・受講期間 2 ヶ月の e ラーニング講座=4 単位 • 通信講座は主催団体の定める標準受講期間により、以下の単位で換算します • 受講期間： 1 ヶ月以上 3 ヶ月以下=10 単位、6 ヶ月以下=15 単位、7 ヶ月以上=20 単位 				
IIA 個人会員 日本内部監査協会の「IIA 個人会員」に登録された方は、日本内部監査協会発行の機関誌「月刊監査研究」、または IIA 国際本部発行の「Internal Auditor」（隔月刊：英語のみ）を閲読することが出来ます。IIA 個人会員はこれら機関誌を閲読し、日本内部監査協会会員ホームページ(e ラーニングサイト)にて実施される「月刊監査研究」学習プログラムに参加・修了される毎に 2CPE が付与され、CIA 資格は 20 単位、その他の資格は 10 単位を上限として報告することができます。 <ul style="list-style-type: none"> • IIA 国際本部発行の「Internal Auditor 誌（隔月刊）」を閲読の方は IIA Global ホームページ(https://global.theiia.org)にログインし「Internal Auditor Magazine Quizzes」に参加できます。 • 「月刊監査研究」および「Internal Auditor 誌」の両方を閲読している方は両方あわせて CIA 資格は 20 単位、その他の資格は 10 単位が適用上限となります。 • 「修了証」は一度印刷されると再発行が出来ません。紛失、破損等の場合も同様となりますのでご注意ください。 • 同じプログラムに複数回参加されても CPE を重複して報告することはできません。 				

※ 日本内部監査協会主催の研修・業種別部会、CIA フォーラム研究会の出席時間も 50 分=1 単位となります。

※ 日本公認会計士協会の運営・管理する CPE 活動により取得した単位は、IIA 資格の CPE 単位として換算の対象とすることができます。ただし、対象となる期間が IIA は暦年、公認会計士協会は、年度ごとになっていますのでご注意ください。

※ 同じ研修を異なる方法（例：集合研修と e ラーニング）で受講された場合は、CPE 単位の報告対象はいずれか一つとなります。また、同じ研修を同じ方法で複数回受講されても報告対象は 1 回分となります。

[目次に戻る](#)

CPE 認定活動Ⅲ. 公表文献

公表文献については保有資格に関連であることが望ましいですが、内部監査および自らの内部監査業務に関する内容で、報告者により執筆されていることが確認できる一般に公開されている文献も対象とすることができます。

CIA	CCSA	CFSA	CGAP	CRMA
最大 25 単位	最大 10 単位			
一頁分の誌面記載（A4/1,000～1,600 文字）で 2 単位が付与され、以下ひとつの出版物でそれぞれ上限があります				
■ 公刊書籍：最大 25 単位	■ 公刊書籍：最大 12 単位			
■ 記事：最大 15 単位	■ 記事：最大 6 単位			
■ 研究論文：最大 15 単位	■ 研究論文：最大 6 単位			

- ※ WEB 等の電子媒体の場合、一般に公開されているものでかつ主催団体（第三者によるもの）が明確でなければなりません
- ※ CIA フォーラム研究会における成果物は、10 単位付与されます
- ※ 自らが執筆担当された部分のみが対象となります。共著の場合、CPE 単位は分与されます
- ※ 大学、大学院の卒業論文は不可

[目次に戻る](#)

CPE 認定活動Ⅳ. 翻訳

公表文献については保有資格に関連であることが望ましいですが、内部監査および自らの内部監査業務に関する内容で、報告者により翻訳されていることが確認できる一般に公開されている文献も対象とすることができます。

CIA	CCSA	CFSA	CGAP	CRMA
最大 25 単位	最大 10 単位			
一頁分の誌面記載（A4/1,000～1,600 文字）で 2 単位が付与され、以下ひとつの出版物でそれぞれ上限があります				
■ 公刊書籍：最大 25 単位	■ 公刊書籍：最大 12 単位			
■ 記事：最大 15 単位	■ 記事：最大 6 単位			
■ 研究論文：最大 15 単位	■ 研究論文：最大 6 単位			

- ※ WEB 等の電子媒体の場合、一般に公開されているものでかつ主催団体（第三者によるもの）が明確でなければなりません
- ※ 自らが執筆担当された部分のみが対象となります。共著の場合、CPE 単位は分与されます

[目次に戻る](#)

CPE 認定活動Ⅴ. 講演

CIA	CCSA	CFSA	CGAP	CRMA
最大 25 単位	最大 10 単位			
最初の講演については、講演時間(1 時間=1 単位)に講演時間の 3 倍を準備時間として加えることができます 例) 90 分の講演+講演時間の 3 倍 (90×3=270 分) =360 分=6 時間=6 単位				
同内容の講演を後におこなった場合は 1 年間で 5 単位を上限として講演時間のみを追加することができます				

[目次に戻る](#)

CPE 認定活動Ⅵ. 行事参加

CIA	CCSA	CFSA	CGAP	CRMA
最大 15 単位	最大 10 単位			
内部監査に関する業界の専門家組織への役員または委員会メンバーとしての参加時間 1 時間に対し 1 単位が付与されます				
参加時間 1 時間に対し 1 単位が付与されます				

- ※ 日本内部監査協会主催の研修・業種別部会、全国大会、国際大会、CIA フォーラム研究会の出席は「Ⅱ 教育」のカテゴリになります。ご注意ください。

[目次に戻る](#)

CPE 認定活動Ⅶ. 外部評価者としての活動

CIA	CCSA	CFSA	CGAP	CRMA
最大 20 単位	最大 10 単位			
外部評価者としての評価・検証活動に対し毎年 CPE 単位を付与することができます。 (外部評価を受ける側や自己評価の活動は含みません)				
外部評価 1 件あたり、評価先での活動 1 時間に対し 1 単位が付与されます。但し 1 件あたりの上限単位は次の通りです。				
■ 自己評価と独立した検証 (IPPF に定義されたもの) : 1 件につき最大 5 単位	■ 自己評価と独立した検証 (IPPF に定義されたもの) : 1 件につき最大 5 単位			
■ 「フル外部評価」 (評価先での活動が 1 週間のもの) : 1 件につき最大 10 単位	■ 「フル外部評価」 (評価先での活動が 1 週間のもの) : 1 件につき最大 5 単位			
■ 「フル外部評価」 (評価先での活動が 2 週間のもの) : 1 件につき最大 20 単位	■ 「フル外部評価」 (評価先での活動が 2 週間のもの) : 1 件につき最大 10 単位			

※ 外部評価の準備や報告書の作成などの活動は対象になりません。

[目次に戻る](#)

9. 資格更新手続きを行う前にご確認ください

- 資格更新手続きは必要 CPE 単位を取得された時点から可能となります。
- “CPE 単位の取得、報告内容、報告期限の管理は原則として資格保持者による自己管理となります。
- 資格更新手続き時に、参加・関与の証明書類の添付は不要ですが、IIA による CPE 報告の履行状況の確認の際、提出の要求があれば迅速に対応できるよう、最低3年間、CPE 報告書と証明書類をご自身で保管してください。
- 複数の資格を保持している場合は、それぞれに「資格更新手続き」および「資格更新手数料」が必要です。
- 虚偽の CPE 報告が発覚した場合、当該資格更新手続きは無効となりますのでご注意ください。

[目次に戻る](#)

10. IIA による CPE 報告の履行状況の確認

- IIA による監査対象に選ばれた場合は、以下の情報を含む関連資料の提出が求められる場合がありますので、少なくとも 3 年間は関連資料をご自身で大切に保管してください。
 - 参加したプログラムの名称およびコンテンツの内容詳細
 - 参加した日
 - 参加した場所
 - 主催団体
 - 主催者が承認した活動時間
 - プログラム修了を証明する正式な文書
 - 出版物、講演内容、委員会その他への参加など活動内容を証明する資料
- 期限までに資格更新手続きが行われなかった場合、資格は自動的に INACTIVE (資格停止) となり IIA に登録されます。その場合、資格保持者としての署名、名刺の記載等、資格保持者として活動することができなくなります。不正使用をされた場合は、資格認定取消しの対象となります。

[目次に戻る](#)

継続的専門能力開発制度 (CPE) ガイドラインにつきましては IIA での変更・改定に伴い変更される場合がございます。変更があった場合、ホームページ等でご案内をさせていただきますので、報告をされる前にはホームページの確認をお願いいたします。

資格更新手続きと“CPE 報告オンライン” (変更される場合があります。)

CIA と CCSA/CFSA/CGAP/CRMA 等の複数資格を保有されている方は、資格ごとに協会 HP 上の“CPE 報告オンライン”から CPE 報告をする必要があります。各資格の CPE 活動に該当するテーマの報告内容であれば、内容が重複しても受理されます。資格更新手数料、復帰手数料もそれぞれ資格ごとに“CPE 報告オンライン”を通じてお支払いが必要です。

2018 年の更新手続きにつきましては、2018 年 4 月 9 日(月)より“CPE 報告オンライン”を開始する予定です。CPE 報告と資格更新料をクレジット決済にてお支払いいただくことが可能です。

“CPE 報告オンライン” からの CPE 報告手続き手順 (変更される場合があります。)

「CPE 報告オンライン」にアクセス → CPE 報告入力・宣誓 → 資格更新手数料クレジット決済 → 報告完了 → 「受付完了メール」受信

これで報告完了となり、IIA での登録状態が“ACTIVE”となります。

従来は郵送あるいは Email で「履行証明書」が送付されていましたが、今後は CPE オンラインで CPE 報告及び更新手続き完了した際受信する「報告完了通知メール」が、IIA からの ACTIVE の通知となります。また、報告した翌年に送信されていた「報告完了通知メール」もなくなりました。CPE オンラインで送信後の「報告完了通知メール」は、必ずご自身で保存をお願いいたします。

2016 年が初回資格更新の方(2016 年に CIA/CCSA/CFSA/CGAP/CRMA 資格に認定された方)へは、CPE 報告オンライン開始に合わせて、初回報告者に限り、ご登録をいただいているメールにてログイン ID 等をご連絡させ頂く予定です。

CPE 報告書及び資格更新料振込控えを郵送またはメールに添付し、資格更新手続きをされる場合

ホームページ 継続教育制度(CPE): <http://www.iiajapan.com/certifications/CPE.html> にある、CPE 報告書フォーマットに必要な事項を入力の上、CPE 報告書と資格更新料振込控えを合わせて、2018 年 12 月 10 日までに到着するようにご提出ください。

※ 資格更新料振込控えの添付が無い方につきましては、資格更新手続きができません。また、更新料を振込されるだけでは、更新手続きは完了致しませんのでご注意ください。

ネットバンキング等でお振込をされた場合、振込日・振込金額・振込人が確認できる画面のハードコピーを添付してください。

【A: 郵便局からの資格更新料振込先】

郵便局の払込取扱票をご利用ください。

郵便振替口座番号：00150-7-465492

加入者名：一般社団法人日本内部監査協会

※ 通信欄に、保有資格名と「資格更新料」と必ずご記入ください。

※ 振込手数料は申請者のご負担となります。あらかじめご了承ください。

【B: 銀行からの資格更新料振込先】

ゆうちょ銀行 019 店(ゼロイチキューテン)

口座番号：当座預金 0465492

加入者名：一般社団法人日本内部監査協会

※ 振込明細票のコピーに、保有資格名と「資格更新料」と必ずご記入ください。

※ 振込手数料は申請者のご負担となります。あらかじめご了承ください。

メール送信先アドレス：iiacpe-report@iiajapan.com

[目次に戻る](#)

お問合せ

一般社団法人日本内部監査協会 (IIA-Japan) 企画調査部 国際・資格課

〒104-0031 東京都中央区京橋 3-3-1 1 VORT 京橋8階

Tel : 03-6214-2232

Eメール : iiacpe-report@iiajapan.com

ホームページ : <http://www.iiajapan.com>